

大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、大阪府内に所在する私立幼稚園等（以下「幼稚園等」という。）の設置者が幼稚園等の臨時休業に伴う給食休止に係る給食費を保護者に対して返金等するための経費を補助することにより、保護者の負担軽減等に資することを目的として、予算の定めるところにより、幼稚園等設置者に対し、大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助事業の内容等)

第2条 この補助金の補助対象者、補助対象経費、補助対象期間、補助率及び補助上限額については、別記に定めるとおりとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第4条第1項の申請にあたっては、補助金交付申請書（様式第1号）、要件確認申立書（様式第2号）及び暴力団等審査情報（様式第3号）を教育長が指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第4条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行い、規則第7条の規定により補助金の交付の申請をした者に対し通知する。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。

3 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第6条第1項第3号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

5 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金は、第2条に規定する経費に充当しなければならない。

(2) 補助金の交付を受けた者は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに、補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(3) 補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書(様式第6号)を補助事業完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、教育長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定した額の全額又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、額の確定後教育長が指定する日までに、補助金交付精算払請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日以後教育長が指定する日までに、補助金交付概算払請求書(様式第8号)を提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 教育長は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前条第1項の額の確定において当該仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第9号)を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。

別記（第2条関係）

1 補助対象者

大阪府内に所在する私立幼稚園（私学助成を受ける幼稚園と施設型給付を受ける幼稚園に限る）及び各種学校のうち外国人学校（幼稚部、小学部、中学部を設置する外国人学校に限る）の設置者

2 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症対策に係る大阪府の臨時休業要請による臨時休業に伴う給食の中止により、本来保護者が負担することとなる経費を補助対象者が負担した場合における給食費等に相当する経費

【補助対象者が負担した給食費等に相当する経費】

臨時休業の期間に対応する下記の経費を補助対象とする。なお、本事業開始以前より、給食費の全部又は一部を補助対象者が負担している場合は、補助対象者が負担している臨時休業の期間に相当する分を本対象経費に含む。

- ①補助対象者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費（ただし、補助対象者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする）
- ②事業者に対して既に発注されていた食材に係る違約金等（ただし、補助対象者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする）
- ③その他返金等に要する経費（保護者に返金する際の銀行振込手数料等）

3 補助対象期間

大阪府の臨時休業要請の始期（令和2年3月2日）から、令和元年度春季休業の開始日の前日まで

4 補助率

補助対象経費の4分の3（ただし、5に定める補助上限額を限度とする。）

5 補助上限額

- (1) 私立幼稚園及び外国人学校の幼稚部：園児1人につき1日あたり 172 円
- (2) 外国人学校の小学部：児童1人につき1日あたり 174 円
- (3) 外国人学校の中学部：生徒1人につき1日あたり 234 円

年 月 日

大阪府教育長 様

学校の設置者名
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金交付申請書

大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金を下記のとおり受けたいので、大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 算出内訳

(単位：円)

交付対象事業に要する経費 (総事業経費)	交付対象経費	交付申請額

(添付書類)

- ・ 事業計画書（様式第1号-1）
- ・ その他教育長が必要と認める書類

様式第1号-1
事業計画書

設置者名： _____

(単位：円)

	交付対象事業の内容	交付対象事業に 要する経費 (総事業経費)	交付対象経費	交付申請額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
	計	0	0	0

※実績報告の際は対象経費の金額が確認できる書類を添付することとなるためご留意願います。

要件確認申立書

大阪府教育長 様

大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、**大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金**にかかる交付申請を行うにあたり、当設置者は、規則第2条第2号イ～ハまでのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)
- 3 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

設置者所在地

設置者名

代表者名

印

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。

なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

No.	役職区分	役員等氏名				生年月日				性別	住所
		カナ		漢字		元号	年	月	日		
		姓	名	姓	名						
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。

※2枚以上にまたがる場合は、割印をすること。

※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。

※役職区分の欄には、設置者が法人の場合は「役員」又は「監事」のいずれかを、個人の場合は「設置者」と記載すること。

※生年月日の元号は、アルファベットで記載すること。

※性別の欄は、男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

年 月 日

設置者所在地
設置者名
代表者名

印

年 月 日

大阪府教育長 様

学校の設置者名
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金について、大阪府補助金交付規則第6条第1項第1号及び第2号に定める変更を承認くださるよう、大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 変更後の額 | 円 |
| 3 | 変更増減額 | 円 |
| 4 | 変更の事由 | |
| 5 | 添付資料 | |
- ・交付決定通知書の写し
 - ・変更後の様式第1号-1「事業計画書」
 - ・その他教育長が必要と認める書類

年 月 日

大阪府教育長 様

学校の設置者名
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金について、下記の理由により交付対象事業を中止（廃止）したので、大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金交付要綱第5条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付（変更）決定額 円
- 2 中止（廃止）年月日
- 3 事業中止（廃止）の理由
- 4 添付書類
 - ・交付（変更）決定通知書の写し
 - ・その他教育長が必要と認める書類

年 月 日

大阪府教育長 様

学校の設置者名
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金に係る実績報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金について、大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の実績 (単位：円)

交付決定額	補助事業実績額	差引精算額

2 添付書類

- ・様式第6号-1「補助事業実績調書」
- ・その他教育長が必要と認める書類

様式第6号-1
補助事業実績調書

設置者名： _____

(単位：円)

	交付対象事業の内容	交付対象事業に 要した経費 (総事業経費)	交付対象経費	補助事業実績額
1			0	
2			0	
3			0	
4			0	
5			0	
6			0	
7			0	
8			0	
9			0	
10			0	
11			0	
12			0	
13			0	
14			0	
15			0	
16			0	
17			0	
18			0	
19			0	
20			0	
	計	0	0	0

※対象経費毎に金額が確認できる書類（見積書、契約書、領収書など）を全て添付すること。

様式第7号（精算払）

大阪府教育長 様

年 月 日

設置者名
代表者名

印

年度大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金交付精算払請求書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により請求します。

記

1. 交付決定額	円
2. 既交付額	円
3. 今回請求額	円
4. 残額	円

様式第8号（概算払）

年 月 日

大阪府教育長 様

設置者名
代表者名

印

年度大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金交付概算払請求書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により請求します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 既交付額 | 円 |
| 3. 今回請求額 | 円 |
| 4. 残額 | 円 |

大阪府教育長 様

年 月 日

学校の設置者名
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金について、大阪府私立幼稚園等給食費返還事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり提出します。

記

1. 補助金交付決定額 円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
3. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 補助金返還相当額（上記3から2の額を差し引いた額） 円
（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

（添付書類）

- ・確定申告書の写し
- ・課税売上割合等が把握できる資料
- ・特定収入の割合を確認できる資料
- ・その他教育長が必要と認める書類